

豊岡市公共工事前金払取扱要綱

平成22年12月3日豊岡市告示第203号

改正 平成25年7月5日豊岡市告示第169号 平成27年8月24日豊岡市告示第252号

令和2年11月24日豊岡市告示第346号 令和3年2月26日豊岡市告示第54号

令和4年3月1日豊岡市告示第53号 令和5年3月31日豊岡市告示第128号

令和5年9月29日豊岡市告示第293号 令和7年12月26日豊岡市告示第321号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条並びに豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）第35条及び第35条の2に基づく公共工事前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）であること。
- (2) 設計金額が1件100万円以上であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める工事については、前金払の対象とすることができる。

(前払金の額)

第3条 前払金の額は、請負金額の4割以内の額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、資金事情その他やむを得ない理由があるときは、前払金の額を減額することができるものとする。

(前金払等の通知)

第4条 前金払等の対象工事については、前金払等に関する事項を入札公告、入札通知書その他これらに類するものに記載して通知するものとする。

(前金払の申請及び請求)

第5条 前金払を受けようとする者は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に、その受注した工事の工期の末日を保証期限とする同条第5号に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結しなければならない。

2 前金払を受けようとする者は、受注した工事に係る請負契約締結の日から30日以内に、保証契約に係る保証証書（以下「保証証書」という。）及びその写しを、公共工事前払金交付申請書及び請求書と併せて市長に提出しなければならない。

3 前金払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前金払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(前払金の支払)

第6条 前払金は、前条に規定する公共工事前払金交付申請書及び請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

2 前払金の支払は、前金払を受けようとする者が指定する預託金融機関(保証事業会社が預金の使途に関する監査業務を委託した金融機関をいう。以下同じ。)の前払金の専用口座に、口座振替の方法により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、資金事情その他やむを得ない理由があるときは、前金払を行わないことができるものとする。

(支出命令書に添付すべき書類)

第7条 前金払に係る支出命令書には、前金払であることを表示し、第5条第2項に規定する請求書及び保証証書の写し(同条第3項に規定する措置を講じた場合にあつては、保証証書に記載すべき事項を記載した書面)を添付するものとする。

(前払金の調査)

第8条 市長は、前払金の使途について必要があると認められるときは、その状況を調査し、又は前金払を受けた者から報告を求めることができる。

(前払金の返還)

第9条 市長は、前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(2) 当該工事の請負契約を解除したとき。

(中間前払金の対象)

第10条 中間前払金の対象は、本要綱に規定する前金払を行った工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第11条 中間前払金の額は、請負金額の2割以内の額(その額に10万円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、前払金と中間前払金の額の合計額が請負金額の6割を超えてはならないものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、資金事情その他やむを得ない理由があるときは、中間前金払の額を減額することができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択の届出)

第12条 中間前金払と部分払の選択は、工期の2分の1を経過する日までに中間前金払と部分払との選択に係る届出書を市長に提出し選択しなければならない。

- 2 工期の2分の1を経過する日までに前項の届出書の提出がない場合は、部分払を選択したものとみなす。
- 3 前2項の規定による選択後の変更は認めない。

(中間前金払に係る認定)

第13条 中間前金払を受けようとする者は、第10条各号に規定する要件に該当することについて、中間前金払認定請求書、工事履行報告書、実施工程表等を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求があったときは、第10条各号の要件を満たしているか審査を行う。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 前項の審査に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済の工場製品があるときは、その額を当該工事の出来高金額に加算して算定することができる。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、その内容が適当と認めるときは、当該認定に係る提出資料の不備又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該認定請求書を受理した日から7日(豊岡市の休日进行定める条例(平成17年条例第2号)第2条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、中間前金払認定調書を交付するものとする。
- 5 市長は、第2項の審査の結果、その内容が不適當と認めるときは、当該認定に係る提出資料の不備又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該認定請求書を受理した日から7日(休日进行除く。)以内に、中間前金払不認定調書を交付するものとする。

(中間前金払の申請及び請求)

第14条 前条の規定により中間前金払認定調書の交付を受けた者は、保証事業会社との間に、その受注した工事の工期の末日を保証期限とする保証契約を締結し、保証証書及びその写しを、公共工事前払金交付申請書及び請求書に添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定を準用する。

(前金払に関する規程の準用)

第15条 第6条から第9条の規定は、中間前金払の場合に準用する。

(前払金等の額等の変更)

第16条 請負契約の変更により請負金額を増額した場合の当該増額分に係る前金払等は、行わないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定により追加して支払う前払金又は中間前払金(以下「前払金等」という。)の額は、当該増額後の請負金額の4割(第10条各号に規定する要件に該当すると認定された場合にあっては、6割)以内の額(その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から既に支払った前払金等の額を差し引いた額以内の額とする。
- 3 前2項の規定により追加して前金払等を受けようとする者は、保証契約を変更し、変更後の保証証書及びその写しを、公共工事前払金交付申請書及び請求書と併せて市長に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定を準用する。
- 4 請負契約の変更により請負金額を減額した場合において、前金払等を受けた者は、既に受けた前払金等の額が減額後の請負金額の10分の5(中間前金払を受けた者にあっては、10分の6)を超えるときは、当該請負契約の変更に係る契約の締結の日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、前払金等の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときの前払金等の返還額は、市長が前金払等を受けた者と協議して定める。
- 5 前項の規定により前払金等を返還する者は、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項の規定を準用する。
- 6 市長は、前金払等を受けた者が第2項の規定による超過額の返還をしないときは、当該返還しない額について、その日数に応じ、遅延利息を請求することができる。
- 7 保証契約を締結した者は、請負契約の変更により工期を延長した場合は、保証契約の保証期限を延長しなければならない。

(債務負担行為等に係る契約の前金払等の特例)

第17条 債務負担行為及び継続費により、工期が複数の会計年度にわたる工事(以下「複数年度事業」という。)にあっては、第3条中「請負金額」とあるのは「各会計年度の出来高予定額」と、第5条中「工期の末日」とあるのは「各会計年度の末日(最終の会計年度にあっては、工期の末日)」と、「請負契約締結の日」とあるのは「請負契約締結の日(請負契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度にあっては、各会計年度の4月1日(前金払を受けようとする会計年度の前会計年度(以下「前会計年度」という。)の末日における

出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達したことを市長が認定した日が、4月1日より後である場合にあっては、当該認定の日))」と、第10条中「工期」とあるのは「当該会計年度の工期」と、「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第11条中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第12条中「工期」とあるのは「当該会計年度の工期」と、第14条中「工期の末日」とあるのは「各会計年度の末日（最終の会計年度にあっては、工期の末日）」と、第16条中「請負金額」とあるのは「各会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金の額を含めて前金払をすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前会計年度の末日における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払は行わないものとする。
- 4 保証契約を締結した者は、前会計年度の末日における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、保証契約の保証期限を延長しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(公共工事の前金払に関する事務取扱要綱の廃止)
- 2 公共工事の前金払に関する事務取扱要綱(平成17年豊岡市施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年7月5日豊岡市告示第169号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年8月24日豊岡市告示第252号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年11月24日豊岡市告示第346号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊岡市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行日前に契約を締結した工事については、

なお従前の例による。

附 則（令和3年2月26日豊岡市告示第54号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日豊岡市告示第53号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊岡市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日豊岡市告示第128号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊岡市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月29日豊岡市告示第293号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊岡市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月26日豊岡市告示第321号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊岡市公共工事前金払取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に契約（変更契約を含む。以下この項において同じ。）を締結する工事について適用し、施行日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。